6.12.12
3335

6.12.22
3391

附帯条件

争議は交渉の結果口頭契約にて左の条件により解決す

一、固定小遣
年限を考慮し左の標準に依り支給す
一ヶ月に付七円、六円、五円五十銭、五円、四円五十銭、四円、三円、一円六十銭
更に本人の努力如何により歩合を附す其の率は店主の裁量に任すこと

二、瓦斯アイロン廃止の件
来年中迄に電気アイロンに変更する様努力す

三、夜業手当支給の件
夜業十二時以降に渉る場合は一人に付十五銭を支給すること　十二時以後に渉る時起床時間を延長すること

四、食事改善の件
朝食ハ二品　昼食は魚肉類又は野菜、夕食野菜又ハ肉にして支給スルコト

五、病気の場合
診断料及軽微なる病気に対する医療費は店主全額負担するも永期に亘り又は多大の金額を要する病気は徒弟の親又は保証人等と協議の上費用を分担すること

六、蚊帳使用せしむる件
来年度より使用せしむ

七、食附増加及お茶の子増加の件
一月中に於ける二食は以降三食とす　お茶の子は適当に考慮す

八、公休日其他慰安の件
公休日は適当に夜食を給す　春秋の慰安会は洋服組合に於て実施の筈なるも組合に於て為さざる場合は店主に於て慰安の方法を講ずべし

九、女中排斥の件
徒弟側より撤回す

十、年期明け後の生活保証の件
生活の保証は困難なるも就職の斡旋其の他に就ては従来通り尽力すること

十一、盆月に於ける籔入の件
店主に於て考慮す

以上